

アメリカにおける農業経営安定対策の動向 吉井邦恒

1 はじめに

現在のアメリカの農業政策を規定する2002年農業法は、本年9月30日が期限となってい。仮に2002年農業法が失効すると、恒久法である1949年農業法等が適用され、政策実施に支障を来すこととなる。このため、農業関係者だけでなく、環境保護団体、シンクタンク等からも農業法に盛り込む事項について幅広い内容の提案が公表されている。本報告では、本年1月にアメリカ農務省（U S D A）から公表された「2007年農業法提案」のうち経営安定対策に関する提案について解説し、U S D A提案の方向性を考察する。

2 アメリカ農業を取り巻く現状

農業法を検討する上で考慮すべき事項として、財政状況、農家経済の状況、国際交渉、特にW T O交渉の状況があげられる。

アメリカの財政事情については、財政黒字であった2002年農業法検討当時とは一転して、現在は財政赤字状態がかなりの期間継続すると見込まれている。このため、2007年農業法では、余裕を持った財源確保が期待できない。一方で、エタノール生産のためのとうもろこしへの需要増大をはじめ、各種農産物の価格が2006年後半から高騰しており、当面、農産物価格は高水準で推移すると予測され、農家経済は好調を維持できると見込まれる。

W T Oについては、いくつもの交渉阻害要因があるが、その中でも、アメリカの手厚い農業補助金の削減問題が大きな論点の一つとなっている。特に、現行のアメリカの直接支払いは、果樹・野菜等への作付制限を課していることから、W T O農業協定の「緑の政策」には当たらないと解されている。

3 U S D Aの2007年農業法提案

2007年1月31日、U S D Aが行政府としては前例がないほどの詳細な2007年農業法提案

を公表した。これは、ジョハанс農務長官の主導により開催された次期農業法に関するフォーラム（全国48州で2005年7月から11月までに52回）での意見を集約して取りまとめられたものである。農業法提案のうち、農産物プログラムに関わる主な提案として、次の4項目があげられる。第1は、マーケティング・ローン・プログラムの見直しであり、固定制のローンレートを市場価格に応じて設定するよう変更（実質的な引下げ）する。第2は、直接支払いを増額するとともに、直接支払いがW T O農業協定の「緑」の要件を満たすように、野菜・果実等の作付制限を廃止する。第3に、従来の収入ベースのCounter-Cyclic al Payments（C C P）プログラムを収入ベースのものに変更する。第4は、プログラム支払いに関する支払限度及び支払要件を厳格化することである。

ここでは、詳細を述べなかった環境・保全関係の予算を大幅に拡充する一方で、マーケティング・ローン・プログラムやC C P等への歳出カットにより、財政負担は2008年から2017年までに、予算ベースラインに対して50億ドルの増額にとどまると推計されている。

4 おわりに—U S D A提案の方向性—

U S D Aの農業法提案は、行政府からの提案だけに、W T O交渉を強く意識した提案と言えよう。作付制限の廃止の他にも、マーケティング・ローン・プログラムから直接支払いや環境・保全支払いへ、すなわち「黄」から「緑」へと補助金を移行させ、A M S等の規律への整合性の確保を図ろうとしている。また、環境・保全対策や農村開発の拡充により、これまでの「農業（振興）政策」から農村政策にも配慮したものとなっている。しかしながら、2002年農業法の体系を大きく変えるような目玉はなく、予算額の切り込みも不十分である。本提案では各国からの農業補助金批判を回避するのは困難であろうし、国内の関係者の納得も得られないと思われる。